

広島大学

令和 8 年度 広島大学光り輝き入試
総合型選抜Ⅱ型

解答例・出題の意図等

法学部 法学科 昼間コース

科目名：小論文

解答の公表に当たって、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、「出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等」を公表することとしています。

また、記述式の問題以外の問題についても、標準的な解答例として正答の一つを示している場合があります。

<解答例と出題の意図>

問1：下線部（1）近年は EU が世界の環境政策を引っ張ってきた部分は大きいとあるが、その事例をいくつか挙げなさい。

<出題の意図>

- ・EU の対外的な環境政策の事例を本文から抜き出してまとめることが出来ているかをみる。

<解答例>

まず 97 年の京都議定書の交渉で EU は温暖化ガスの排出削減目標を先進国全体で 10 年に 90 年比 15%削減するという、日米の予想をはるかに超える高水準の目標を提起することで交渉の主導権を握ろうとした。さらに、2005 年には世界に先駆けて EU 域内において排出量取引制度を導入し、この制度が現在、英国や中国、韓国、カナダのほか、日本や米国では一部の自治体が導入しており、この政策でも EU の主導性が見られる。また、その後も自動車の排ガス規制や廃棄物規制などで世界を引っ張る政策を相次いで打ち出している。

問2：下線部（2）ブリュッセル効果（Brussels Effect）とは何であり、それが EU 域外にどのような効果をもたらしているか、説明しなさい。

<出題の意図>

- ・ブリュッセル効果の内容について理解できているか、上手く要約することが出来ているかをみる。

<解答例>

ブリュッセル効果とは、EU が各国に先んじて厳しい規制を打ち出すことで、グローバル企業が製品やサービスをその規制に合わせるようになり、その結果、EU 基準がグローバルスタンダードになること、と言える。例えば、環境分野における EU の「RoHS 指令」「WEEE 指令」などが現在では事実上の（国際）標準になっており、中国などの新興国で類似の規制導入が進み、日本や韓国においてもその影響を受ける企業が出てきている。

問3：この文章を参考に EU における環境政策の決定に影響力を持つ主体を複数挙げ、それらがどのような役割を果たしていると言えるか、論じなさい。

<出題の意図>

- ・全体をまとめる能力をみる。
- ・本問の答えは文章の中に要約されている部分はないので、文章全体の記述から考えられる政策決定の主体を複数見つけ、体系的に論じる必要がある。

<解答例>

まず、環境政策の総局が設置されている欧州委員会は、環境政策決定の中心と言える。そして、欧州委員会が規制案をまとめる際には、EU に拠点を置く企業や市民団体、環境 NGO 等から意見聴取を行うため、それらの主体が果たす役割も重要である。また、環境政策目標などについて

決議する欧州議会の役割も大きくなっている。市民によって選挙で直接選ばれる欧州議会議員は市民の関心に敏感であるため、世論調査の結果を通じて市民が影響を与えたり、若者が抗議行動によって議員候補者に圧力をかけることで、欧州議会選挙で環境政策を争点化したりするといった影響力を持つ。

以上のように、EUにおける環境分野の政策決定には、欧州委員会や欧州議会というEUの機関だけでなく、企業、NGO、市民、若者といった複数の主体が影響力を持ち、環境政策を推進する役割を果たしていると言える。